大熊町　ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託

企画プロポーザル実施要領

１　業務の目的

（目的）

　大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。

　今回、ゼロカーボン宣言を実行に移していくために、「大熊町ゼロカーボンビジョン（仮）」を策定し、2050年の二酸化炭素の排出実質ゼロを達成するまでの道のりを総括的に検討すすることとしている。「大熊町ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）では、ゼロカーボンビジョン策定に当たっての基礎的な情報収集・調査、ゼロカーボンビジョン素案策定、有識者会議の運営支援等の業務を実施する。

（エネルギー）

　2050年二酸化炭素の排出実質ゼロを達成するためには、化石燃料由来のエネルギーから、再生可能エネルギーへの転換を迅速かつ広範囲に進める必要があり、ゼロカーボン宣言では、「創る、巡る、贈る」を施策の３本柱として掲げているところである。

「創る」において、太陽光、風力、小水力といった再生可能エネルギーを最大限導入していく計画立案を進める。「巡る」はいわゆるエネルギーの地産地消と地域内経済循環を推進していく施策である。再生可能エネルギーが不安定な電源であることを踏まえて、地域新電力の立ち上げ、スマートコミュニティ内での蓄電やディマンドレスポンスといった手法を活用しながら、町内の需要に臨機応変に対応していくエネルギーマネジメントの仕組みを構築することが求められる。最後の「贈る」については、先祖から受け継いできたふるさと大熊を子ども・孫に残していくとともに、エネルギー事業で得られた利益をベースとしながら、自然環境の再生・保護活動や、社会的起業家への支援を行い、持続可能なまちづくりを継続的に進めていく取り組みを応援していくこととなる。

（エネルギー以外の分野）

　再生可能エネルギーの普及推進は最も重要な課題であるが、ゼロカーボン宣言の趣旨はエネルギー分野の転換のみではなく、地域経済、循環型社会形成、自然環境共生、環境配慮型の農業、交通手段をはじめとするライフスタイルなど、多岐にわたる分野での転換が必要となる。

　本業務では、二酸化炭素の排出実質ゼロを達成するための道筋を明らかにするとともに、それが同時に、これらの多岐にわたる分野での転換を通じて、大熊町が持続可能な形で成長していくための全国のモデルケースとなり、ゼロカーボンタウンとしての先進地となることができるようなビジョンを策定することを目標とする。

２　業務内容

（１）対象業務

大熊町ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託

（２）仕様

別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託仕様書」のとおり

（３）委託業務期間

　　　委託契約の締結の日から、令和3年3月31日までの期間

（４）委託費の上限

　　　金20,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

３　プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザル参加の要件

　　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
2. 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61 年10 月21 日訓令第1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
3. 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2 年を経過しない者

1. 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。

ア 民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

イ 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者

ウ　破産法（平成16 年法律第75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3 条1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
2. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
3. 過去に、以下に示す環境・エネルギー関連の計画策定・調査・支援業務のいずれかを受注した実績があること。

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画

・環境基本計画（環境基本条例）

・その他関連業務（低炭素社会構築、スマートコミュニティ、地域新電力、再生可能エネルギー等に関する調査等）

1. 東北地方に本社あるいは支店等を有すること。（２以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員のいずれかが本件を満たすこと）

（２）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

４　スケジュール及び様式一覧

（１）スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 日　程 |
| 公募開始 | 令和2年5月26日（火） |
| 質問受付期限 | 令和2年6月1日（月）午後5時まで |
| 質問回答 | 令和2年6月5日（金）午後5時まで |
| 参加資格確認申請書提出期限 | 令和2年6月9日（火）午後5時まで |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和2年6月12日（金）午後5時まで |
| 企画提案書提出期限 | 令和2年6月22日（月）午後5時まで |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和2年6月25日（木）※時間は別途通知 |
| 審査結果の通知 | 令和2年6月26日（月）以降 |

（２）様式一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 様式番号 | 項目 |
| 様式第１号 | 質問書 |
| 様式第２号 | 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書 |
| 様式第３号 | 会社概要 |
| 様式第４号 | 守秘義務誓約書 |
| 様式第５号 | 業務実施体制書 |
| 様式第６号 | 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 |

５　質問等の受付

　　質問については、以下により受け付ける。

（１）受付期限　令和2年6月1日（月）午後5時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式第１号）により、大熊町企画調整課宛てに電子メールにより提出すると。電子メールの件名は「【質問書】大熊町ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp（企画調整課宛）

（３）回　　答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和2年6月5日（金）午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

６　企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

（１）提出期限 令和 2 年6月9日（火）午後 5 時まで（必着）

（２）提 出 先 企画調整課

（３）提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第２号）

② 会社概要（様式第３号）

③本要領３プロポーザルに係る事項（１）プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

④本要領３プロポーザルに係る事項（１）プロポーザル参加の要件⑧を満たしていることを証する書類の写し

（４）提出方法 郵送（簡易書留）、持参又は電子メール

７　企画提案書の提出

　　企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

（１）提出期限　令和2年6月22日（月）午後5時まで（必着）

（２）提出先　大熊町役場企画調整課

（３）提出書類

1. 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4判とする）
2. 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）
3. その他企画提案を説明するのに必要な書類
4. 会社概要（様式第３号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
5. 守秘義務誓約書（様式第４号）
6. 業務実施体制書（様式第５号）
7. 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
8. 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

1. 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第６号）

（４）提出部数

　　　②～⑥…6部（正本1部、副本5部）、①及び⑦～⑨…1部（正本1部）

（５）提出方法

　　　郵送（簡易書留）又は持参

８　企画提案書の内容

　　企画提案書には別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン策定支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下のとおり作成すること。本業務では、調査手法や温暖化対策に対する一般的な知識・経験に加えて、大熊町の地域特性にあったビジョンを策定するための現状分析力、デザイン力が必要不可欠である。提案者は、今後策定していくゼロカーボンビジョンの大まかな骨格や検討の進め方がイメージできるよう、以下の内容について資料を作成すること。

（１）提案内容

1. ゼロカーボンに関する基礎調査に関して（仕様書３（１）関連）

・気候変動・脱炭素に関する世界・日本の動きに関する現状分析

・大熊町における脱炭素化に向けた課題と対策の方向性

・大熊町内の二酸化炭素排出量調査の進め方

・2050年までの排出量シミュレーション設定の考え方

1. ゼロカーボンビジョンについて（仕様書３（１）関連）

（ア）2050年に目標とする姿

・大熊町が2050年にどういった姿になっていればゼロカーボン宣言を達成していることになるのか、目指す姿（可能な限り定量的かつ具体的に記述すること）

（イ）エネルギー

・エネルギーの脱炭素化を実現していくために必要な検討項目と、それぞれの検討の見通し（再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進などといった課題ごとに、解決策の方向性や施策のオプションについて具体的に記述すること。）

・再生可能エネルギーの変動性克服に関するアイデア（安定的に再生可能エネルギーの比率が高い需給体制を構築するためのアイデアについて記載すること。）

（ウ）モビリティ

・運輸部門（貨物や通過交通は除く）の脱炭素化を進めていくための施策の基本的なアプローチの考え方

（エ）その他

・エネルギー、モビリティ以外の分野（地域経済、自然環境、循環資源、ライフスタイル等）に関して、ゼロカーボンビジョンで言及すべきと思料される事項

（２）留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

９　企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）失格又は無効

　　　次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

1. 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
2. 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
3. 提出書類に不備があった場合。
4. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
5. 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
6. 本要領に違反すると認められる場合。
7. その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

（２）複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

（３）辞退

　　　提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

　　　プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

（５）その他

1. 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
2. 提出された企画提案書等は返却しない。

１０　審査に関する事項

（１）審査方法

　　　企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

（２）審査会（プレゼンテーション）

　　　企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

　　　本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

1. 開催日時及び会場

令和2年6月25日（木）※時間は別途通知

大熊町役場本庁舎

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

1. 審査所要時間

説明時間20分以内、及び質疑応答10分以内の計30分以内を目安とする。

1. 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

1. 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければないないものとする。

【審査基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 審査の視点 | 配点 |
| １．業務体制  本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。 | | | (10) |
| ① | 体制・計画 | ・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。 | 5 |
| ② | 実績 | ・エネルギーや地球温暖化対策の基本計画策定に関する実績があるか。 | 5 |
| ２．ゼロカーボンに関する基本的な知識  ゼロカーボンビジョンを策定するために必要な前提知識や情勢を理解しているか。 | | | (10) |
| ③ | 二酸化炭素排出 | ・二酸化炭素の排出量算定について十分な知識を保有しているか。  ・将来の排出量シミュレーションの考え方は適切か。 | 5 |
| ④ | 気候変動・脱炭素に関する世界・日本の動向 | ・気候変動問題の基本的な知識（IPCC報告書やパリ協定）を理解し、近年の世界の流れを正しく把握しているか。  ・日本国政府の温暖化対策目標や自治体における脱炭素への取り組み状況を把握しているか。 | 5 |
| ３．ゼロカーボン宣言を実現するための方策  ゼロカーボンビジョン案の策定に向けて、現在の位置と2050年に到達すべき状態について見通しを持った上で、それに至る展望を描けているか。 | | | (30) |
| ⑤ | 総合 | ・ゼロカーボンを推進するために必要な検討課題について、網羅的かつ具体的に示されているか。  ・費用対効果や復興への貢献度、実現可能性を踏まえながら、具体的に実施していくべき施策の展望が描けているか。 | 5 |
| ⑥ | 地域性 | ・原発事故からの復興やゼロカーボン宣言を行った文脈といった大熊町の地域の特性に即した提案となっているか。 | 5 |
| ⑦ | エネルギー  供給 | ・再生可能エネルギーを最大導入していくための手順や課題解決の方向性を示しているか。  ・各種の再生可能エネルギーの特性を踏まえて、大熊町内における導入可能性の検討の手順について見通しを持っているか。 | 5 |
| ⑧ | エネルギー  利用 | ・省エネルギーの推進に必要な検討課題について、網羅的かつ具体的に列挙し、その実施時期をイメージできているか。  ・蓄電池の活用等による再生可能エネルギーの変動性克服に向けたアイデアが提示されているか。 | 5 |
| ⑨ | モビリティの脱炭素化 | ・電気自動車や燃料電池車といった今後普及が期待される脱炭素型モビリティの特性や課題の比較検討ができているか。  ・公共交通等の自家用車以外の観点を含めて検討をしているか。 | 5 |
| ⑩ | その他 | ・ゼロカーボンビジョンの推進による地域経済の持続的な発展、移住者の呼び込み等の人口施策への効果について検討されているか。  ・エネルギー・モビリティ以外で検討すべき分野を示しているか。 | 5 |
| 合計点 | | | (50) |

【評価方法】

　審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

|  |  |
| --- | --- |
| 点数 | 評価 |
| 5 | 優れている |
| 4 | やや優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや劣る |
| 1 | 劣る |

【評価点の算出式】

　評価する審査員の評価点の合計点数

１１　契約の締結等

（１）仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに反映されない場合がある。

（２）契約金額の決定

　　　契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

（３）その他

　　　契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

１３　問い合わせ先及び各種書類の提出先

　　大熊町役場　企画調整課

〒979-1306　福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

電話番号　0240-23-7586

　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp